

社会福祉法人小川町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する
規程

平成5年11月5日

規程 第 27号

(報酬の額)

第1条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等の報酬は、その選任された月分から任期満了、退職又は失職の月まで支給する。ただし、その月の日数が15日未満の場合は支給しない。

2 役員等が死亡したときは、その月まで支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等、評議員及び各種委員（以下「役員等」という。）が会議招集に応じ出席したときは、別表に掲げる日額費用弁償を支給する。ただし、その当日行われた他の委員会等で支給を受けた場合はこれを支給しない。

2 役員等が公務のため旅行したときは、別表に掲げる旅費を支給する。

(委任)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成5年10月1日から適用する。

2 社会福祉法人小川町社会福祉協議会の費用弁償等に関する規程（平成元年小川町社協規程第17号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成13年11月8日から施行する。

附 則（平成20年規程第6号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第3号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表

職 名		年・月・ 日額の別	報酬額 (円)	日額・ 費用弁償 (円)	旅費
会 長		月額	18,000円	2,400円	* 車賃(1kmにつき) 37円 * 鉄道賃・船賃・航空 賃 実費 * 日当(1日につき) 2,400円 * 宿泊料(1泊につ き)13,000円
理事会	理事 監事				
評 議 員 会	会長 副会長 評議員 監事				
監査会	監事				
その他会 長が認め た会議	委員				